

署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	所管 業種目 課税書 要否 別表等	青色申告 一連番号
納税地 電話() -	事業種目	整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 通信日付印 確認印 省略 年 月 日
(フリガナ) 法人名	期末現在の 出資金額	年 月 日 年 月 日
(フリガナ) 代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	年 月 日 年 月 日
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等 添付書類 <small>貸借対照表、損益計算書、損益金繰再 算表、勘定科目明細書、損益再 算表、勘定科目明細書の写し、 債権対照表、勘定科目明細書の写し、 債権対照表、勘定科目明細書の写し、 債権対照表、勘定科目明細書の写し、 債権対照表、勘定科目明細書の写し、 債権対照表、勘定科目明細書の写し、 債権対照表、勘定科目明細書の写し、</small>	年 月 日 年 月 日

平成 年 月 日

別表等要否 要 否

事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

所得	所得金額又は欠損金額 (別表四「39の①」)	十億	百万	千	円
1	所得金額又は欠損金額				
2	特例税率適用 所得金額			0	0
3	特例税率適用 所得金額			0	0
4	所得金額 (1)			0	0
5	(2)又は(4)の22%相当額				
6	(3)の26%相当額				
7	法人税額 (5)+(6)				
8	法人税額の特別控除額 (別表六(二)「11」+別表六(三)「12」+別表六 (六)「19」+別表六(九)「19」+別表六(十)「25」 +別表六(十三)「27」+別表六(十四)「29」+ 別表六(十七)「28」+別表六(二十一)「30」)				
9	差引法人税額 (7)-(8)				
10	リース特別控除戻戻税額 (別表六(十二)「13」+別表六(十四)「14」+別表六 (十八)「30」+別表六(二十一)「31」+別表六(二 十三)「30」)				
11	課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」 +別表三(三)「20」+別表三(四)「14」)			0	0
12	同上に対する税額 (29)+(30)+(31)+(32)				0
13	法人税額計 (9)+(10)+(12)				
14	仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額				
15	控除税額 (13)-(14)と(36)のうち少ない金額				
16	差引この申告により納付す べき法人税額(13)-(14)-(15)			0	0
29	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)				0
30	同上 (別表三(二)「28」)				0
33	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)				
34	みなし配当の25%相当額 (別表六(一)「23の計」)				
35	外国税額 (別表六(二)「19」)				
36	計 (33)+(34)+(35)				
37	控除した金額 (15)				
38	控除されなかった金額 (36)-(37)				

この申告による還付金額	この申告が修正申告である場合	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((16)-(22)若しくは((16)+(23)又は(23)-(19)))	欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七「2の計」及び「20」)	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七「3の合計」)	この申告の申告がある申告修正の場合	土税地額の課内渡訳	利益の配当(剰余金の分配)の金額	利益又は剰余金処分による賞与の額	決算確定の日	還付を受けるようとする金融機関等
17	所得税額等の還付金額(38)					31			平成 年 月 日	銀行 支店 預金 郵便局
18	欠損金の繰戻しによる還付請求税額					32				口座番号 貯金記号番号(郵便貯金振込みの場合)
19	計(17)+(18)									※税務署処理欄
20	この申告が修正申告である場合									
21	所得金額又は欠損金額									
22	課税土地譲渡利益金額									
23	法人税額									
24	還付金額									
25	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((16)-(22)若しくは((16)+(23)又は(23)-(19)))									
26	欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七「2の計」及び「20」)									
27	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七「3の合計」)									
28	この申告の申告がある申告修正の場合									
29	土税地額の課内渡訳									
30	利益の配当(剰余金の分配)の金額									
31	利益又は剰余金処分による賞与の額									

法 0301-0102

税理士 署名押印